

ポートアイランドクリーンセンターの環境影響評価の概要について

- 1 環境影響評価の手続の経過 P. 1
- 2 施設の概要 P. 2
- 3 予測評価の概要 P. 3
- 4 評価意見書の概要 P. 6

平成24年2月14日

神戸市環境局

1 環境影響評価の手続の経過

「環境影響評価等に関する条例」により、一定の規模を上回る工作物の新設等の事業の実施に際し、環境影響評価等を行うこととされている。

ポートアイランドクリーンセンターの建設は、条例第2条に定める対象事業のうち、「焼却により処理を行う一般廃棄物処理施設（処理能力200t/日以上）」の新設に該当する。

事業者は、事業計画にあたって事前配慮を行うとともに、環境影響評価の実施方法について、環境影響評価実施計画書を提出する。さらに、実施計画書とそれに対する市長意見（調査意見書）に基づき環境影響評価を実施し、その結果を記載した環境影響評価書案を作成し、市長（環境局環境評価共生推進室）へ提出することとされている。

環境影響評価書案については、縦覧制度などにより市民の意見を聴くとともに、条例に基づき設置された環境影響評価審査会（会長：池田有光 大阪府立大学名誉教授、委員数：19名）の審議を経て、環境保全の見地から市長意見（評価意見書）が作成される。

（手続の経過）

平成21年6月9日	環境影響評価実施計画書の提出 (6月10日～7月24日 実施計画書の縦覧) ※市民からの意見：無 ・環境影響評価審査会 審議 ・審査会 意見(8月21日)
平成21年8月31日	調査意見書の送付 (9月1日～9月14日 調査意見書縦覧)
平成21年8月 ～平成23年9月	環境影響評価（現地調査、予測等）の実施
平成23年9月22日	環境影響評価書案及び要約書の提出 (9月26日～11月9日 評価書案の縦覧) ※市民からの意見：1件 ※公聴会開催要請：無 ・地元説明会の開催 (第1回：10月12日、第2回：10月23日) ・環境影響審査会 審議 ・審査会 答申(1月26日)
平成24年2月2日	評価意見書の送付 (2月3日～16日 評価意見書縦覧)
平成24年3月(予定)	環境影響評価書の提出

2 施設の概要

(1) 位置 神戸市中央区港島9丁目

(2) 面積 約5.5ha

(3) 施設

施設名(階数)	構造	延床面積
工場棟 (地上6階・地下1階)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 一部鉄骨造(S)	34,800 m ²
管理棟 (地上3階)	鉄筋コンクリート造(RC)	3,000 m ²
収集運搬施設 (地上3階)	鉄筋コンクリート造(RC)	2,100 m ²

(4) 設備等の概要

- ① 処理能力：600 t／日（200 t／日／炉×3炉）
- ② 炉形式：ストーカ炉
- ③ 余熱利用：高効率ごみ発電（14,500kW）、場内での蒸気・温水利用
- ④ 破砕設備：油圧圧縮せん断式 20 t／5時間（10 t／5時間×2基）

(5) 供用開始予定

平成29年

3 予測評価の概要

(1) 概要

「神戸市環境影響評価等に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、本事業実施に伴い影響を受ける環境要素として、「大気質」「騒音」「振動」「悪臭」「植物」「動物」「生態系」「景観」「土壌」「廃棄物等」「地球温暖化」の11項目を抽出し、本事業が及ぼす影響について、予測評価を行った。

その結果、いずれの環境要素も環境基準値以下となるなど、「環境保全の目標」を満足するものであった。

(2) 代表的な項目の予測結果

①焼却施設の窒素酸化物

焼却施設の排ガス対策は、法律の基準よりも低い排出濃度となるよう設計し、表1に示すとおり維持管理目標を設定する。

焼却施設の稼働による影響を予測した結果、事業計画地の気象特性（西南西、東北東の風が多い）から、図1に示すとおり、窒素酸化物は海上方向に流れ、ポートアイランドの居住地方面には、ほとんど影響がない結果であった。また、影響が最大となる地点は海上であり、その濃度は小さく、環境基準値以下となると予測された。

表1 排ガスの維持管理目標

項目	維持管理目標	法規制基準等※
ばいじん (g/m ³ _N)	0.005	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	10	51
窒素酸化物 (ppm)	50	138
塩化水素 (ppm)	15	430
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	0.05	0.1
白煙防止	目視されないこと	—

備考：排ガス濃度は、O₂濃度12%換算値。

※大気汚染防止法による。（ただし、窒素酸化物については県の指針に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法による。）

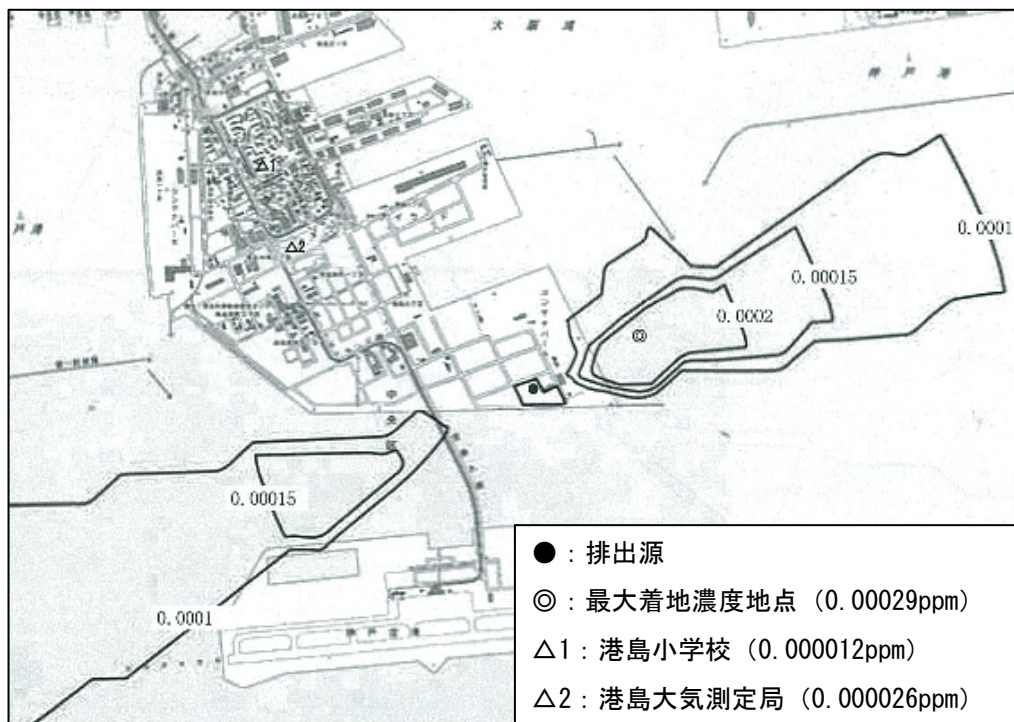


図1 窒素酸化物の寄与濃度予測結果

②廃棄物運搬車両等の道路交通騒音

廃棄物運搬車両等（搬出入車両数：1日427台／片道）の想定走行ルートは、西側臨港道路とし、予測地点は図2に示すとおり道路端と直近居住地とした。

騒音レベルの増加は表2に示すとおりわずかであり、全体として環境基準値以下となると予測された。

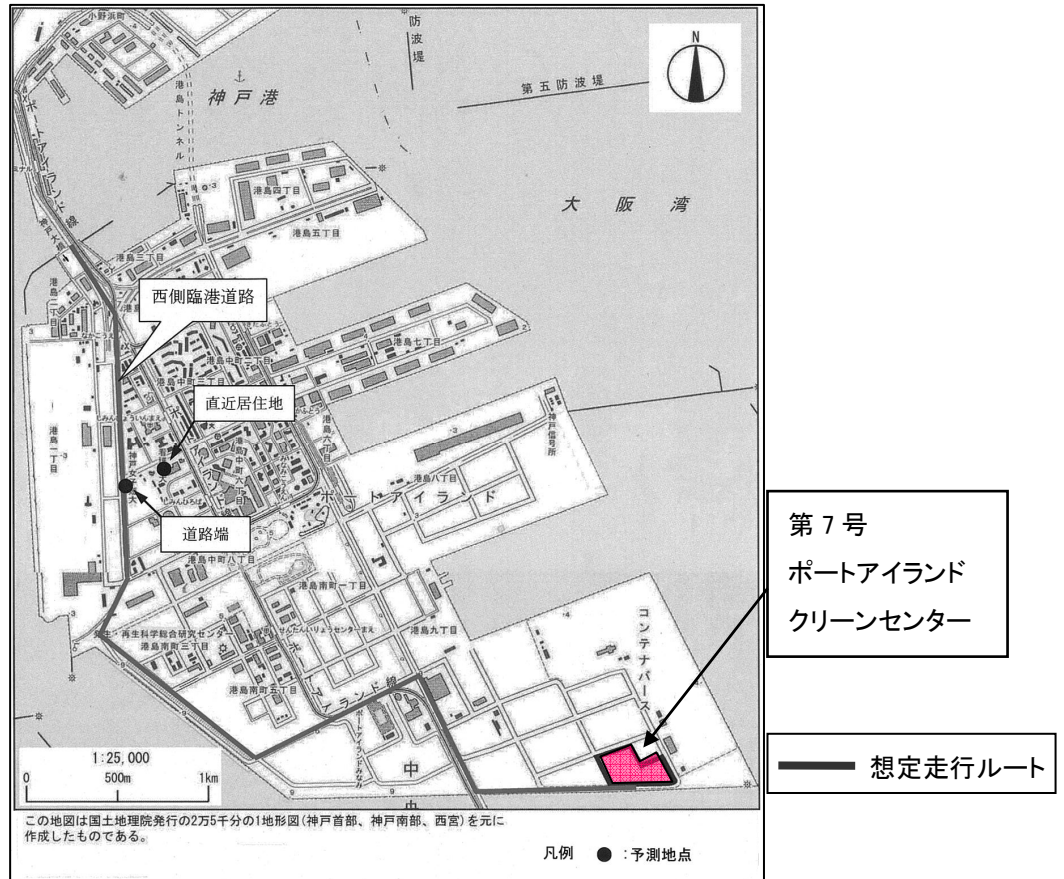


図2 道路交通騒音予測地点

表2 道路交通騒音の予測結果（廃棄物運搬車両等）

単位：dB

時間区	予測地点	一般車両のみ	一般車両＋廃棄物運搬車両等	増減	環境基準
昼間	道路端	68.3	68.5	+0.2	70以下
	直近居住地	59.2	59.4	+0.2	60以下

4. 評価意見書の概要

(1) 評価意見書の作成手続

評価書案の提出があった日から150日以内に、市長は、評価書案について審査会へ諮問し、得た答申を尊重して、環境保全の見地からの意見を記載した「評価意見書」を作成し事業者に送付することとされている。

(2) 環境影響評価審査会における審議経過等

審議経過 等	日 時
○環境影響評価審査会での審議	平成23年 9 月 27 日
	10月28日
	11月16日
	12月 7 日
	平成24年 1 月 18 日
○環境影響評価審査会の答申提出	平成24年 1 月 26 日
○評価意見書の送付	平成24年 2 月 2 日

(3) 評価意見書の内容

①総括

本事業に係る環境影響評価は、概ね適切に実施されている。
今後、計画の熟度を高めていく過程において、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、積極的かつ柔軟に実施していく必要がある。

②全般的事項

本事業は、神戸市環境局が事業主体となるため、他の事業者への率先垂範となる積極的な環境配慮と住民へのわかりやすい情報提供が求められる。
今後も以下の点に留意して事業を進めていくことが必要である。

ア. 高効率ごみ発電の実施について

- ・排ガス処理システムのトータルバランスを図り、環境保全に万全を期したうえで、ごみの持つエネルギーを可能な限り有効活用した高効率な発電の実施に努めることが必要である。また設備の状態監視保全により、高効率な発電を維持していくことが重要である。

イ. 先進的な環境配慮設備の導入について

- ・ 廃熱・排水の効率的な再利用、最新の省エネ機器・太陽光発電・屋上トップライトの導入、屋上・壁面の緑化など、施設全体としてエネルギー利用の効率化を図ることが重要である。また、電気自動車及び急速充電設備の導入や、雨水の車両洗浄水への活用なども検討する必要がある。
- ・ 市民への啓発を一層効果的に行うためにも、ランドマークとなるような施設の緑化や、工夫を凝らした見学ルートの整備など、市民の興味をひく仕掛けづくりが重要である。

ウ. 施設規模の設定根拠等について

- ・ 評価書案では、3 クリーンセンター体制への移行や、本事業の施設規模の設定に至った背景が十分に説明されていないため、これらについての説明を評価書に記載しておく必要がある。また、今後事業の実施にあたっては、可能な限り環境影響を最小化する観点から、処理運用計画・施設利用計画等について検討を加えることが望ましい。

エ. 廃棄物運搬車両の走行に係る環境負荷の低減について

- ・ 今後、市内のクリーンセンターの再編にあたっては、効率的なルートの設定による走行距離の短縮や、中継による走行台数の削減等により、廃棄物運搬車両からの環境負荷の低減を図ることが必要である。また、ハイブリッド車、CNG車、電気自動車等の次世代自動車への転換に積極的に取り組んでいくことも重要である。